



## 第十回

# 地域主権型地方財政の試金石

Yoshio Matsumoto

松本克夫

ジャーナリスト

鳩山政権の地方分権改革の司令塔となる地域主権戦略会議（鳩山由紀夫議長）が十二月に始動しました。新政権が掲げる「地域主権」という言葉に対しては、連邦制でもない日本で使うのは不適当という議論もあります。ここでは、その議論には深入りしないで、「地方分権のより徹底した形」くらいに理解しておきましょう。実際、同戦略会議で原口一博総務相が示した地域主権戦略の工程表を見ますと、「法令による義務付けの見直し」など地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）の勧告の実施も含まれています。看板は替わっても、これまでの分権改革とは全くの別物ではなさそうです。

### 地方税の充実が先送り

本格的な改革はまだ先として、新政権の姿勢がまず試されるのは二〇一〇年度の予算編成です。ここで地域主権の名にふさわしい地方財政に一步でも踏み出せるかどうかが問われます。

自治体が歳入も歳出も自由に決められる状態でなければ、地域主権とは言えないでしょう。それには地方税の充実が不可欠です。しかし、新政権は消費税や地方消費税の引き上げをしないようですから、地方税の充実は先送りでしょう。自動車関係税の暫定税率の廃止が議論になっていますが、仮に廃止したままで、それに

代わる地方環境税の創設のようなものがなければ、むしろ八千億円の減収になってしまいます。

自治体が自由に使える金としては地方交付税もあります。地方の要請を受けて、原口総務相は地方交付税総額の一兆一千億円の増額を要求しています。これは小泉内閣のいわゆる三位一体改革による国から地方への三兆円の税源移譲に伴って減少した分です。地方交付税は国税五税の一定割合（所得税と酒税の三二％、法人税の三四％、消費税の二九・五％、たばこ税の二五％）を原資にしたものです。三位一体改革は所得税を引き下げ、その分、地方税である住民税を増やすという形での税源移譲でしたから、所得税の減少により地方交付税の原資も一兆円余り減りました。その復元を狙っているわけです。

### 地方交付税の法定率引き上げ

丹羽委員会も勧告した地方交付税の法定率の引き上げも課題です。地方交付税は慢性的に財源不足が続いています。国税五税の一定割合を原資にしているだけでは、自治体の標準的な行政サービスを支えきれません。そこで、毎年度、臨時財政対策債を発行して、不足分を埋めています。つまり、借金です。自治体が借金し、その返済は国が交付税で負担する仕組みです。

二〇〇九年度当初予算では国税五税からの原資に一般会計からの加算などを含めた地方交付税総額は十五兆八千億円ほどでした。それに臨時財政対策債の五兆一千億円余りが加わり、実質的には二十兆九千億円余りになり、当座をしのぎました。

しかし、借金を繰り返していたのでは、地方交付税は安定しません。自治体は、来年度はどうなるのか、といつも不安でいなければなりません。もうその場しのぎはやめ、国税から地方交付税に回す割合を高めようというのが法定率引き上げ論です。もともと地方に交付すべき額と国税からの原資が一致するとは限りませんが、地方交付税法にはその開きがあります。長年、無視されてきました。ただし、法定率引き上げは国の財政運営をますます難しくしますから、簡単ではありません。

そのほか、地方が自由に使える金が増えそうなものに、道路などの国の直轄事業負担金の廃止があります。国の事業なのに、一方的に一部を地元へ負担させているものです。建設費は別として、維持管理費については二〇一〇年度から廃止になりそうです。地方はその分、余裕が生まれるでしょう。しかし、その程度ではまだまだ地域主権型地方財政は遠い目標です。